めざせ!

マイ・タイムラインマイスター!



マイ・タイムラインツーダー

認定制度

マイ・タイムラインリーダー認定制度とは?

「マイ・タイムラインリーダー認定制度」は、「マイ・タイムライン」を軸に防災・減災の活動を流域に根付かせるため、住民にマイ・タイムライン作成をサポートする活動が出来る人をマイ・タイムラインリーダーと認定し、その活動を普及していくものです。

地区等のマイ・タイムライン作成 講座における役割(支援)

講師

として

支援



マイスター 認定条件

10回以上のマイ・タイムラインの作成指導

A級 認定条件

5回以上のマイ・タイムラインの作成指導

B級 認定条件

3回以上のマイ・タイムラインの作成補助

C級 認定条件

事務局主催のマイ・タイムラインリーダー認定講座 に参加し、マイ・タイムラインを作成 講師補助として支援

認定対象者

- ・満18歳以上の方
- ・減災対策協議会構成自治体*に在住、もしくは事務局がふさわしいと認めた方

リーダーの役割

- ・減災対策協議会構成自治体において、マイ・タイムライン作成講座を講師として 実施すること
- ・マイ・タイムラインの普及に努めること

リーダーの昇級

・上に示した認定条件をクリアし、事務局(減災対策協議会)へ申請することで、 各級の認定を受けることができます。

*減災対策協議会構成自治体

上流域:宇都宮市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、芳賀町、塩谷町、高根沢町 下流域:古河市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、

八千代町、利根町

認定申請の方法



入手法 1

申請書の入手

下館河川事務所ホームページの「みんなでタイムラインプロジェクト」ウェブサイト (http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00285.html) 内 にアクセスし、「マイ・タイムラインリーダー認定申請」から所定の用紙をダウンロードしてください。



協議会構成自治体の関係窓口で FAX 用の申請用紙を入手してください。

Step2 申請書の提出 入手した申請用紙に、必要事項(名前・住所・メールアドレス・これまでの活動報告等)を記入し、所定の宛先にメール送信もしくは郵送してください。

認定

事務局が確認後、メールもしくは FAX により認定結果を通知します。 認定された場合は、認定証が発行されます







みんなでタイムライン

